

猿ヶ石川 ①

1 漁業権番号	内共第25号(猿ヶ石川)						
2 漁場の区域	基点第30号と基点第30号の2を結ぶ線から上流の猿ヶ石川本流及びその支流の区域 基点第30号 花巻市高木第13地割78番地の標識(国土交通省河川区域標柱) 基点第30号の2 花巻市矢沢第2地割354番地の標識						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		あゆ	友釣り	遠野市宮守町下鱒沢26地割旧発電用水取水口えん堤から上流の猿ヶ石川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで		
			がら掛け	〃	8月1日から11月30日まで		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	置釣り 餌釣り	〃	3月1日から12月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす	〃	1月1日から12月31日まで		
		こい	餌釣り	〃	〃		
		ふな	〃	〃	〃		
	わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り	〃	12月1日から翌年2月末日まで			
	かじか	餌釣り やす	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間		
		琴畑川と広股川との合流点から上流の琴畑川の区域(山落場沢)			1月1日から12月31日まで		
遠野市九重沢地内の遠野第2ダムえん堤の下流端から同えん堤の下流130メートルの地点までの間の区域			〃				
(3) 漁具・漁法の制限	次の区域において、3月1日から11月30日までの期間は、がら掛けによる採捕を禁止する。 早瀬川自転車道橋上流端から初音橋下流端までの区域						
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長				
	やまめ(ひかりを含む。)		13センチメートル以下				
	いwana		〃				
	うなぎ		30センチメートル以下				
	うぐい		10センチメートル以下				
	こい		〃				
	かじか		5センチメートル以下				
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ若しくはいwanaの特設釣場又はあゆ、やまめ若しくはいwanaのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,800	円 12,000	組合事務所及び指定販売所
			やまめ さくらます いwana わかさぎ	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	置釣り 餌釣り			

			うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす				
			こい ふな	餌釣り				
			かじか	餌釣り やす				
		雑魚	やまめ さくらま す いwana わか かさぎ	餌釣り 擬餌釣り	1,000	6,000		
			うなぎ	置釣り 餌釣り				
			うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす				
			こい ふな	餌釣り				
			かじか	餌釣り やす				
			<p>ア 幼児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び遠野市の区域内に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者は、無料とする。</p> <p>イ 身体不自由者及び遠野市以外の区域に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
		遊漁券販売所	名 称	電話番号	名 称	電話番号		
岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。								
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所		
	全魚種	あゆ		友釣り	円	円	岩手県内水面 漁業協同組 合連合会事 務 所 TEL 019-623 -8712	
		やまめ さくらま す いwana わ かさぎ	餌釣り 擬餌釣り	22,400	20,100			
		うなぎ	置釣り 餌釣り					
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り やす					
		こい ふな	餌釣り					
		かじか	餌釣り やす					
		雑魚	やまめ さくらま す いwana わ かさぎ	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000		
	うなぎ		置釣り 餌釣り					
	うぐい		餌釣り 擬餌釣り やす					
こい ふな	餌釣り							
かじか	餌釣り やす							
5 遊漁に際し守 るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>							